

(参考様式 17)

業務管理体制の整備に関する調査票

※全事業者様対象の調査となっております。必ず提出をお願いします

法人名			
法人住所			
法人連絡先		担当者名	

該当する答えに○をつけて⇒以下の指示に従ってください。

【障害者総合支援法第 51 条の 2 に基づく届出】

(質問 1)

那覇市内のみに、障害福祉サービス事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、寮要介護、生活介護、短期入所、自立訓練（生活訓練、機能訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A・B 型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助）、障害者支援施設がある。

はい ⇒ 那覇市へ「業務管理体制の整備に関する事項の届出書(様式第6号)」及び「事業所一覧(様式第6号別紙1)(障害者福祉サービス・障害者支援施設)」を提出して下さい。(質問 2)へ進んでください。

いいえ ⇒ 那覇市への届出は不要です。(質問 2)へ進んで下さい。
※沖縄県又は厚生労働省への届出がお済みの場合は、再度の届出は必要ありません。

【障害者総合支援法第 51 条の 31 に基づく届出】

(質問 2)

那覇市内のみに、特定相談事業所、一般相談事業所（指定地域移行支援、指定地域定着支援）がある。

はい ⇒ 那覇市へ「業務管理体制の整備に関する事項の届出書(様式第6号)」及び「事業所一覧(様式第6号別紙2)(指定相談支援事業者)」を提出して下さい。(質問 3)へ進んでください。

いいえ ⇒ 那覇市への届出は不要です。(質問 3)へ進んで下さい。
※沖縄県又は厚生労働省への届出がお済みの場合は、再度の届出は必要ありません。

【児童福祉法第 21 条の 5 の 26 に基づく届出】

(質問 3)

那覇市内のみに、指定障害児通所支援事業所（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、）がある。

はい ⇒ 那覇市へ「業務管理体制の整備に関する事項の届出書(様式第6号)」及び「事業所一覧(様式第6号別紙3)(児童通所支援)」を提出して下さい。(質問4)へ進んでください。

いいえ ⇒ 那覇市への届出は不要です。(質問4)へ進んで下さい。
※沖縄県又は厚生労働省への届出がお済みの場合は、再度の届出は必要ありません。

【児童福祉法第 24 条の 38 に基づく届出】

(質問 4)

那覇市内のみに、指定障害児相談支援事業所がある。

はい ⇒ 那覇市へ「業務管理体制の整備に関する事項の届出書(様式第6号)」及び「事業所一覧(様式第6号別紙4)(障害児相談支援)」を提出して下さい。

いいえ ⇒ 那覇市への届出は不要です。
※沖縄県又は厚生労働省への届出がお済みの場合は、再度の届出は必要ありません。

質問は以上です。

(質問1)、(質問2)、(質問3)、(質問4)のいずれかの質問で「はい」とお答えいただいた事業者様は、「業務管理体制の整備に関する事項の届出書(様式第6号)」及び「事業所一覧(様式第6号別紙1~4)」(※該当の様式のみ)の提出をお願いいたします。該当がある条文ごとの届出が必要です。